

令和 7 年度

地域整備方向検討調査
両総二期地区施設整備等構想検討業務

特 別 仕 様 書
(当初)

関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容														
第1章 総 則 (適用範囲) 第1－1条	令和7年度 地域整備方向検討調査 両総二期地区施設整備等構想検討業務（以下「本業務」という。）の見積にあたっては、農林水産省農村振興局制定「調査・測量・設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。														
(目 的) 第1－2条	本業務は、両総二期地区において、省エネ対策及び機能診断結果に基づく施設整備計画（案）の作成を行うとともに、省エネルギー化・再生可能エネルギー利用促進計画等の作成を行うものである。														
(場 所) 第1－3条	この業務において対象とする施設の場所は、千葉県茂原市ほか13市町村で別添「施行位置図」に示すとおりである。														
(一般事項) 第1－4条	業務請負契約書及び設計共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりとする。 (1) 作業実施の順序・方法等は、監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。 (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。 (3) 作業実施のための現地立会等は、共通仕様書第1－16条によるが、土地の踏み荒らし、立木伐採等に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。 (4) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。														
(管理技術者) 第1－5条	管理技術者は、共通仕様書第1－6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択項目は次のとおりである。 <table><tr><th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr><tr><td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画</td></tr><tr><td>農 業</td><td>農業土木、農業農村工学、 農村地域計画、農村地域・ 資源計画</td></tr><tr><td>博士</td><td colspan="2">当該業務に関連する学術部門</td></tr><tr><td>シビルコンサルティン グマネージャー(RCCM)</td><td>農業土木</td><td></td></tr></table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画	農 業	農業土木、農業農村工学、 農村地域計画、農村地域・ 資源計画	博士	当該業務に関連する学術部門		シビルコンサルティン グマネージャー(RCCM)	農業土木	
資 格	技術部門	選択科目													
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画													
	農 業	農業土木、農業農村工学、 農村地域計画、農村地域・ 資源計画													
博士	当該業務に関連する学術部門														
シビルコンサルティン グマネージャー(RCCM)	農業土木														

項 目	内 容														
(照査技術者) 第 1－6 条	(1) 照査技術者は、共通仕様書第 1－7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士、農業水利施設機能総合診断士以外の業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table><tr><th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr><tr><td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画</td></tr><tr><td>農 業</td><td>農業土木、農業農村工学、 農村地域計画、農村地域・ 資源計画</td></tr><tr><td>博士</td><td colspan="2">当該業務に関連する学術部門</td></tr><tr><td>シビルコンサルティング マネージャー(RCCM)</td><td>農業土木</td><td></td></tr></table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画	農 業	農業土木、農業農村工学、 農村地域計画、農村地域・ 資源計画	博士	当該業務に関連する学術部門		シビルコンサルティング マネージャー(RCCM)	農業土木	
資 格	技術部門	選択科目													
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画													
	農 業	農業土木、農業農村工学、 農村地域計画、農村地域・ 資源計画													
博士	当該業務に関連する学術部門														
シビルコンサルティング マネージャー(RCCM)	農業土木														
(担当技術者) 第 1－7 条	(2) 共通仕様書第 1－7 条第 4 項でいう、監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりとする。 1) 業務計画作成時 2) 地区課題把握調査完了段階 3) 省エネルギー化・再生エネルギー利用促進計画作成段階 4) 概略事業費の算定段階 5) 成果取りまとめ時 6) その他、照査計画作成時において監督職員が指示した場合 (3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。														
(配置技術者の確認) 第 1－8 条	担当技術者は、共通仕様書第 1－8 条によるものとする。 共通仕様書第 1－11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1－12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービス (AGRIS) への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画に位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。														
(保険加入) 第 1－9 条	受注者は、共通仕様書第 1－37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。 また、監督職員からの請求があった場合は保険加入を証明する書類を提示しなければならない。														

項 目	内 容		
第2章 作業条件 (適用する図書) 第2－1条	設計の基本的事項に関しては、下記を優先して適用する。 下記以外の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。		
	名 称	発行所	制定 年月
	国営土地改良事業調査計画マニュアル	(社)農業土木事業協会	H5. 3
	土地改良事業計画設計基準 設計 「水路工」	(公社)農業農村工学会	H26. 3
	土地改良事業計画設計基準 設計 「パイプライン」	(公社)農業農村工学会	R3. 6
	土地改良事業計画設計基準 設計 「ポンプ場」	(公社)農業農村工学会	H30. 05
	農業水利施設の機能保全の手引き	農林水産省農村振興局整備 部水資源課施設保全管理室	R05. 04
	農業水利施設の機能保全の手引き 「頭首工」	〃	H28. 08
	農業水利施設の機能保全の手引き 「パイプライン」	〃	H28. 08
	農業水利施設の機能保全の手引き 「開水路」	〃	H28. 08
	農業水利施設の機能保全の手引き 「水路トンネル」	〃	H28. 08
	農業水利施設の機能保全の手引き 「頭首工（ゲート設備）」	農林水産省農村振興局整備 部設計課施工企画調整室	H22. 6
	農業水利施設の機能保全の手引き 「ポンプ場（ポンプ設備）」	〃	H25. 4
	農業水利施設の機能保全の手引き 「除塵設備」	〃	H25. 4
	農業水利施設の機能保全の手引き 「電気設備」	〃	H25. 5
	農業水利施設の機能保全の手引き 「水管理制御設備」	〃	H25. 5
	農業水利施設の長寿命化のための手引き	〃	H27. 11
	環境との調和に配慮した事業実施のため の調査計画・設計の技術指針	農林水産省農村振興 局	H27. 5
	環境との調和に配慮した事業実施の調査 計画・設計の手引き（第1、2編）	食料・農業・農村政策審議会 農村振興分科会／農業農村 整備部会 技術小委員会	H14. 2 H15. 3
	農業農村整備事業における景観配慮の手 引き	食料・農業・農村政策審議会 農村振興分科会／農業農村 整備部会 技術小委員会	H18. 5

項 目	内 容		
(作業条件) 第2－2条 			

項 目	内 容																									
	<table><tr><th>貸与資料</th><th>数量</th></tr><tr><td>平成 18 年度 両総農業水利事業 両総地区環境配慮対策調査検討業務</td><td>1 式</td></tr><tr><td>平成 28 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 両総地区施設機能診断調査業務</td><td>1 式</td></tr><tr><td>平成 29 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 両総地区施設機能診断調査業務</td><td>1 式</td></tr><tr><td>令和 2 年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 両総地区第一排水機場他施設機能診断業務</td><td>1 式</td></tr><tr><td>令和 2 年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 両総地区南部幹線用水路施設機能診断業務</td><td>1 式</td></tr><tr><td>令和 2 年度 完了地区フォローアップ調査 両総地区施設利用等課題検討業務</td><td>1 式</td></tr><tr><td>令和 3 年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 両総地区施設機能診断業務</td><td>1 式</td></tr><tr><td>令和 4 年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 両総地区第 2 揚水機場他施設機能診断業務</td><td>1 式</td></tr><tr><td>令和 5 年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 両総地区施設機能診断業務</td><td>1 式</td></tr><tr><td>令和 6 年度 広域農業基盤整備管理調査 両総用水地区省エネ対策概略検討業務</td><td>1 式</td></tr><tr><td>令和 6 年度 両総土地改良区省エネルギー化検討業務</td><td>1 式</td></tr></table>	貸与資料	数量	平成 18 年度 両総農業水利事業 両総地区環境配慮対策調査検討業務	1 式	平成 28 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 両総地区施設機能診断調査業務	1 式	平成 29 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 両総地区施設機能診断調査業務	1 式	令和 2 年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 両総地区第一排水機場他施設機能診断業務	1 式	令和 2 年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 両総地区南部幹線用水路施設機能診断業務	1 式	令和 2 年度 完了地区フォローアップ調査 両総地区施設利用等課題検討業務	1 式	令和 3 年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 両総地区施設機能診断業務	1 式	令和 4 年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 両総地区第 2 揚水機場他施設機能診断業務	1 式	令和 5 年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 両総地区施設機能診断業務	1 式	令和 6 年度 広域農業基盤整備管理調査 両総用水地区省エネ対策概略検討業務	1 式	令和 6 年度 両総土地改良区省エネルギー化検討業務	1 式	
	貸与資料	数量																								
	平成 18 年度 両総農業水利事業 両総地区環境配慮対策調査検討業務	1 式																								
	平成 28 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 両総地区施設機能診断調査業務	1 式																								
	平成 29 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 両総地区施設機能診断調査業務	1 式																								
	令和 2 年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 両総地区第一排水機場他施設機能診断業務	1 式																								
	令和 2 年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 両総地区南部幹線用水路施設機能診断業務	1 式																								
	令和 2 年度 完了地区フォローアップ調査 両総地区施設利用等課題検討業務	1 式																								
	令和 3 年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 両総地区施設機能診断業務	1 式																								
	令和 4 年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 両総地区第 2 揚水機場他施設機能診断業務	1 式																								
	令和 5 年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 両総地区施設機能診断業務	1 式																								
	令和 6 年度 広域農業基盤整備管理調査 両総用水地区省エネ対策概略検討業務	1 式																								
	令和 6 年度 両総土地改良区省エネルギー化検討業務	1 式																								
	この他、農業水利ストック情報データベースから施設の諸元情報、機能保全計画書、施設監視状況をダウンロードし把握するものとする。使用する ID 及びパスワードは監督職員より配布する。																									
(貸与資料の取扱い) 第 2－4 条	第 2－3 条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。 (1) 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。 (3) 貸与資料から得られる情報は、業務を実施する以外の目的で使用してはならない。 (4) 全ての貸与資料について、複製、持ち出しをしてはならない。業務の遂行上これらの行為が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。 (5) その他、資料の貸与が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。																									

項 目	内 容						
(関連業務) 第 2 - 5 条	本業務と関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた設計としなければならない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th><th>業務実施期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 7 年度 地域整備方向検討調査 両総二期地区経済効果算定その他業務 (仮称)</td><td>令和 7 年 8 月～ 令和 8 年 3 月 (予定)</td></tr> <tr> <td>令和 7 年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 両総地区施設機能診断業務 (仮称)</td><td>令和 7 年 6 月～ 令和 8 年 2 月 (予定)</td></tr> </tbody> </table>	名 称	業務実施期間	令和 7 年度 地域整備方向検討調査 両総二期地区経済効果算定その他業務 (仮称)	令和 7 年 8 月～ 令和 8 年 3 月 (予定)	令和 7 年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 両総地区施設機能診断業務 (仮称)	令和 7 年 6 月～ 令和 8 年 2 月 (予定)
名 称	業務実施期間						
令和 7 年度 地域整備方向検討調査 両総二期地区経済効果算定その他業務 (仮称)	令和 7 年 8 月～ 令和 8 年 3 月 (予定)						
令和 7 年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 両総地区施設機能診断業務 (仮称)	令和 7 年 6 月～ 令和 8 年 2 月 (予定)						
第 3 章 設計作業内容 (作業項目及び数量) 第 3 - 1 条	本業務における作業項目及び数量は、別紙 2 「作業項目内訳表」に示すとおりとする。						
(作業の留意点) 第 3 - 2 条	業務の実施にあたって、特に留意する点は次のとおりとする。 (1) 対策工法の検討に当たっては、必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。 (2) 電算機を使用する場合には、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員へ説明するものとする。 (3) 第 2 - 1 条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料ならびに受注者が有する資料等を適用又は参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 (4) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面等に手記入するものとする。 (5) 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、とりまとめるものとする。 なお、コスト縮減に関する新技術や新工法等の選定に当たっては、農業農村整備民間技術情報データベース (NNTD) 及び新技術情報システム (NETIS) 等を積極的に活用しなければならない。 1) 農業農村整備民間技術情報データベース (NNTD) については、 http://www.nn-techinfo.jp/mdb_web/MdbTop.do を参照。 2) 新技術情報システム (NETIS) については、 http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.asp を参照。 (6) 数量計算に当たっては、土木工事等数量算出要領 (案) に基づき行うものとし、それ以外については、監督職員と協議するものとする。 (7) 総合的な考察及び判定は、相当の技術を有する技術者により、現況を十分把握のうえ行う。 (8) 作業の実施に当たっては、事前に作業方法及び具体的な工法計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せをおこない、手戻りのないよう留意しなければならない。 (9) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。						

項 目	内 容
(業務写真における黒板情報の電子化) 第3-3条	黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1) から(4)によりこれを実施するものとする。 (1) 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載する基準を用いた信性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。 (2) 機器等の導入 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 (3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い 1) 受注者は、1 の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記(1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。 (4) 写真の納品 受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時に URL(https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php)のチェックシステム(信憑性チェックツール) 又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。 (5) 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。
(技術提案の履行) 第3-4条	技術提案書における技術提案内容については、共通仕様書第1-11条に示す業務計画書に反映のうえ作成し、監督職員の承諾を得るものとする。 また、技術提案内容の履行確認にあつては、業務完了時まで履行が確認できる資料を監督職員に提出するものとする。

項 目	内 容
第4章 打合せ (打合せ) 第4－1条	共通仕様書第1－10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとし、打合せはweb形式とする。 初 回 作業着手段階 第2回 中間打合せ（地区課題把握調査完了段階） 第3回 中間打合せ（省エネルギー化・再生エネルギー利用促進計画作成段階） 第4回 中間打合せ（概略事業費の算定段階） 最終回 成果とりまとめ段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について監督職員と相互に確認するものとする。
第5章 成果物 (成果物) 第5－1条	本業務は電子納品対象業務とする。 (1) 成果物を共通仕様書第1章1－17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 1) 成果物の電子媒体（CD－RもしくはDVD－R）正/副2部 このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体（CD－RもしくはDVD－R）により別途1部を提出するものとする。 2) 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可） なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。 3) 要約版 1部
(成果物の提出先) 第5－2条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 千葉県柏市根戸471－65 関東農政局 利根川水系土地改良調査管理事務所
第6章 契約変更 (契約変更) 第6－1条	業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は次のとおりとする。 (1) 第2-2条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。 (2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (3) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (4) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (5) 履行期間の変更が生じた場合。 (6) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。 (7) 現地調査時の状況確認の結果、調査項目の追加が生じた場合。 (8) 仮設工や交通整理員の必要が生じた場合。 (9) その他重要な変更が生じた場合。

項 目	内 容
第7章 定めなき事項 (定めなき事項) 第7－1条	この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり、疑義を生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

国造施設名	DB施設番号	概要	備 考
第１排水機場	312100110022	第１排水機場 土木構造物 吸水槽、吐水槽、建屋（RC造２F） 489.5m ² 鋼構造物 横軸斜流ポンプφ1650 3台、 除塵機（鋼製バースクリーンB4.95m）3基 電気設備 受配電設備 八軒川サイホン工 土木構造物 樋管B2.45×H2.45m 107.6m 鋼構造物 ステンレスローラーゲートB2.45m 2門 閘門工 土木構造物 閘門 鋼構造物 ステンレスローラーゲートB5.0m 2門 西江間水門工 土木構造物 樋管B2.45×H2.45m 21.3m 鋼構造物 ステンレスローラーゲートB2.4m 2門	R2年度 機能診断調査実施 機能保全計画（案）作成
第一導水路	312100110016	開水路 Co台形水路 293m 鋼矢板水路 917m	
第１制水門	312100110015	土木構造物 樋門他 １式 鋼構造物 ローラーゲートB6.0m 2門	
第１揚水機場	312100110017	第１揚水機場 土木構造物 吸水槽、吐水槽、建屋（RC造平屋）1616.38m ² 鋼構造物 横軸両吸込渦巻きポンプφ1200 5台、 除塵機（鋼製バースクリーン）6基 電気設備 受配電設備他、特別高圧受電設備、水管理施設 増設機場 土木構造物 建屋（RC造） 896 m ² 鋼構造物 横軸両吸込渦巻きポンプφ1100 2 台 電気設備 受配電設備	H28年度 機能診断調査実施 H29年度 機能保全計画（案）作成
北部幹線用水路	312100110018	北部幹線用水路（主水路） 開水路 トンネル 2,370m、RC開水路 2,778m、 RC暗渠（トンネル含む）1,512m 管路 鋼管 891m （水路延長計 7,551m） 北部幹線用水路（副水路） 開水路 トンネル（無筋）268m、RC開水路 30m、 RC暗渠（トンネル含む）6,317m 管路 鋼管 183m FRPM 533m （水路延長計 7,331m） 全体計 （水路延長計 14,882m）	R3年度 機能診断調査実施 機能保全計画（案）作成
栗山川統合機場	312100110002	土木構造物 吸水槽、吐水槽、建屋（S造平屋）346.74m ² 開水路 導水路B1.7×H1.2m 1.6 km 鋼構造物 揚水、横軸両吸込渦巻きポンプφ450 2台 注水、横軸軸流ポンプφ700 1台 除塵機（鋼製バースクリーンB1.35m）2基 除塵機（鋼製バースクリーンB2.1m）1基 電気設備 受配電設備他 1式	

国造施設名	DB施設番号	概要	備 考
篠本堰	312100110028	頭首工（篠本堰） 土木構造物 堰体 鋼構造物 鋼製ローラーゲートB12.8m 5門	
大須賀支線用水路	—	管路 FRPM 開水路 開水路、暗渠 全延長L=4.0km(内訳不明)	
南条支線用水路	312100110005	管路 DCIP・FRPM 2.2km	
山武東部支線用水路	—	山武東部支線用水路 管路 FRPM 2.0km 開水路 開水路補修 1.9km	
南郷支線用水路	—	管路 FRPM 2.1km	
東金東支線用水路	—	管路 FRPM 2.5km	
福岡南支線用水路	—	管路 FRPM 1.3km	
福岡東支線用水路	—	管路 FRPM 1.5km	
松渦支線用水路	—	管路 FRPM 2.1km	
山武東部支線機場	312100110013	土木構造物 吸水槽、吐水槽（PCタンクφ5.0m×H15.05m）1基 建屋（RC造平屋）107.38m ² 鋼構造物 立軸斜流ポンプφ900 1台、 除塵機（鋼製バースクリーンB3.6m）1基 電気設備 受配電設備	
横芝堰	312100110027	土木構造物 堰体、水叩き、護床、魚道、建屋（RC平屋）90.9m ² 鋼構造物 洪水吐ゴム引布製起伏堰B22.3m 3門、 土砂吐鋼製ローラーゲートB12.5m 1門 電気設備 受配電設備、水管理施設	R2年度 機能診断調査実施 機能保全計画（案）作成
第2揚水機場	312100110019	第2揚水機場 土木構造物 吸水槽、吐水槽（PCタンクφ30.0m×H8.25m）1基、 建屋（S造2F）2281.45m ² 鋼構造物 横軸両吸込渦巻きポンプφ1200 4台、 取水鋼製ローラーゲートB3.5m 3門、 洪水防止鋼製ローラーゲートB5.0m 3門、 除塵機（鋼製バースクリーンB3.6m）4基 電気設備 受配電設備、特別高圧受電設備、水管理施設 小堤寺方機場 鋼構造物 横軸渦巻ポンプφ300	R4年度 機能診断調査実施 機能保全計画（案）作成
南部幹線用水路	312100110020	県管理区間 管路 鋼管 3,025m、FRPM 10,476m、DCIP 876m (水路延長計 14,377 m) 改良区管理区間 管路 鋼管 11,131m、FRPM 4,061m、DCIP 3,334m (水路延長計 18,526 m) 全体計 (水路延長計 32,903 m)	R2年度 機能診断調査実施 機能保全計画（案）作成

国造施設名	DB施設番号	概要	備 考
第3揚水機場	312100110021	第3揚水機場 土木構造物 吸水槽、吐水槽（P Cタンクφ42.0m×H10.8m）1基、 建屋（S造2F）925.42 m ² 鋼構造物 横軸両吸込渦巻きポンプφ1200 3台、 除塵機（鋼製バースクリーンB3.6m）3基 電気設備 受配電設備、特別高圧受電設備 その他 家の子第1分水工 鋼構造物 鋼製ゲート（B0.3×H0.3m）1式	R4年度 機能診断調査実施 機能保全計画（案）作成
東部幹線用水路	312100110003	県管理区間 管路 鋼管 70m、FRPM 3,322m、D C I P 1,047m その他 （水路延長計 4,439 m） 改良区管理区間 管路 FRPM 21,998m、D C I P 2,561m 開水路 RC暗渠 34 m その他 （水路延長計 24,593 m） 全体計 （水路延長計 29,032 m）	R5年度 機能診断調査実施
松潟堰	312100110011	土木構造物 堰体、水叩工、護床工、取水工、 洪水吐ゲート操作室（平屋） 52.74m ² 、 舟通しゲート操作室（平屋） 21.74m ² 鋼構造物 洪水吐ゴム引布製起伏堰B30.243m 2門、 土砂吐鋼製ローラーゲートB10.5m 1門、 取水鋼製スライドゲートB1.3m 1門 電気設備 計測機器	
松潟支線揚水機場	312100110024	土木構造物 吸水槽、吐水槽（PCタンクφ17.0m×H11.1m）1基、 建室（RC造2F）278.34m ² 鋼構造物 立軸斜流ポンプφ500 2台 電気設備 受配電設備	
岩戸堰	312100110026	岩戸堰 土木構造物 堰体、水叩工、護床工、操作室（RC造）17.69m ² 鋼構造物 洪水吐鋼製ローラーゲートB17.4m 1門、 土砂吐ゴム引布製起伏堰B8.0m 1門、 土砂吐鋼製ローラーゲートB10.5m 1門 仁井川サイホン 管路 PC管 57.8 m 鋼構造物 鋼製スライドゲートB1.5m 2門	R2年度 機能診断調査実施 機能保全計画（案）作成

〔作業項目内訳表〕

作業項目	作業内容	数量	備考
1. 業務準備			
1-1. 準備作業	貸与資料の内容を把握・整理するとともに、業務に必要な各種資料の収集を行い、業務実施計画を作成する。	1 式	
1-2. 現地調査	対象施設について現地調査を行う。	1 式	
2. 地区課題把握調査			
2-1. 施設課題調査	過年度調査結果及び聞き取り等により、既存の用水施設の施設毎、区間毎の所有者及び施設管理者、施設の機能低下の状況、操作管理、補修、修繕等の経費、管理体制、組織等の管理上の課題を把握し、概略的な機能診断を行う。	1 式	
2-2. 環境調査	農業用排水の水質及び地域の生態系、農村の景観等の自然環境の状況について既存の文献等を基に環境情報図を作成する。	1 式	
3. 施設計画調査			
3-1. 施設整備計画（案）の作成	施設課題調査による概略的な機能診断結果を基に概略設計を行う。 検討に当たっては、各施設の状況、水理、構造、経済性及び過年度の省エネ対策結果等の設計条件を整理し、総合的に優れた施設整備計画の検討をとりまとめ、施設整備計画（案）を概定する。	1 式	
3-2. 施設整備スケジュールの作成	施設整備計画（案）を基に施設毎の改修時期について優先順位を定めて、整備スケジュールの概略案を検討する。	1 式	
4. 省エネルギー化・再生可能エネルギー利用促進計画の作成	施設整備計画（案）から、エネルギー使用量が事業実施によって減少するか検討し、国営かんがい排水事業実施要綱・要領で定める「省エネルギー化・再生可能エネルギー利用促進計画」（案）を作成する。	1 式	
5. 概略事業費の算定	作成した施設整備計画（案）を基に、過年度の検討結果を踏まえ、概略事業費について整理する。	1 式	
6. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	1 式	
7. 点検取りまとめ	各作業項目について点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	1 式	